項目	変更前	変更後
4. システム要件(4) i)	温度は1分間隔で計測し、 <u>5分間隔</u> で記録する。	温度は1分間隔で計測し、 <u>ID:1100~1103は5分間隔、ID:1105~</u> <u>1107は30分間隔</u> で記録する。
4. システム要件(5) i)	検査室冷凍庫(ID:1106):-40.0~-21.0℃	検査室冷凍庫 <u>(-30℃)</u> (ID:1106):-40.0~-21.0℃ <u>検査室冷凍庫(-80℃)(ID:1107):-71℃以上</u>
5. 温度逸脱時の対応(1)2. 夜間・休日	治験薬管理者は、異常検知メールにより温度逸脱を認知した場合、 i)臨床研究センターに設置した温度センサ逸脱の場合は、施設 課に連絡し付属のブザーの停止及び状況確認を依頼する。 ii)検査部に設置した温度センサ逸脱の場合は、輸血部当直者に 連絡し、状況確認を依頼する。また、温度逸脱が継続している場合は、施設課に連絡し臨床研究センターに設置した付属のブザーの停止を依頼する。 i)又はii)の状況確認の結果、原状回復に向け対応が必要な場合は、治験薬管理者は直ちに病院に赴き必要な対応を行う。	治験薬管理者は、異常検知メールにより温度逸脱を認知した場合、原状回復に向け対応が必要な場合は、直ちに病院に赴き必要な対応を行う。